

※正式には「刑事訴訟法改正」

再審法改正、 これでいいのか？ えん罪被害者に真の救済を！

3度の修正を経て提出された「刑事訴訟法改正案」が現在参議院で審議されています。しかしながら、本改正案はえん罪被害者の救済にはならず、むしろ現状よりも後退する問題法案です。



何が問題？ 再審法改正案

1 「抗告」が全面禁止ではないこと

裁判所が再審を決定した際に、検察側は不服申し立て(抗告)ができます。この抗告審により再審が実現するまでの期間が長期化しています。社民党らは検察による抗告の全面禁止を求めてきましたが、改正案では「原則」禁止ですが例外規定が設けられています。これでは、原則禁止が空文化し同じことが起きます。

2 証拠開示の範囲を「再審請求理由に関連」するものに限定していること

改正案では検察に対して証拠開示を義務付けますが、その範囲が「再審請求の理由と関連するもの」に限定されます。これでは、えん罪被害者の無実を証明する証拠が提出されなくなるおそれがあります。また、法案には検察側の証拠一覧を開示させる規定がないことも問題です。

3 証拠の目的外使用を罰則付きで禁止すること

改正案は、再審の手続きやその準備以外の目的で証拠を公開する「目的外使用」を罰則付きで禁止にします。再審法改正のきっかけとなった袴田事件は証拠が弁護側に開示され、支援者や報道機関に共有されたことで、その不自然さがあらわとなりました。目的外使用の禁止によって、今後、証拠の矛盾を発見することができなくなり、えん罪や誤判を招く恐れがあります。

社民党福島みずほ党首が顧問を務める再審法に関する議員連盟は、昨年6月に議員立法として再審法改正案を国会へ提出しました。議員立法は、抗告の全面禁止などを盛り込んだえん罪被害者の救済法案でしたが、先の衆院解散により廃案となりました。

社民党はえん罪被害者の人権を守り早期に救済する法改正を求めています。

社会新報

THE SHAKAI SHIMPO

2026 年夏季号外

発行所

社会民主党全国連合機関紙宣伝局
週刊(木曜日発行)〒104-0043 東京都中央区湊3-18-17マルキ根本ビル5F
電話代表 03(3553)3787・振替 00140-1-3203
●定価185円 ●1カ月720円 ●送料168円

「がんばれ社民党」

郵便振替 00130-9-463037

カンパのお願い

口座名 「がんばれ社民党」



サポーター大募集！

一緒に社会を変えませんか？

社民党